

一般財団法人ファジィシステム研究所
物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ファジィシステム研究所（以下「本財団」という。）における物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規則において、「取引停止」とは、購入等契約における業者選定の停止をいう。

2 この規則において、「業者」とは、本財団と購入等契約の締結の資格を有する者をいう。

(取引停止事由の報告)

第3条 事務局長は、業者が、本財団との購入等契約において、別表に掲げる事由のいずれかに該当することが判明した場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(取引停止の措置)

第4条 理事長は、前条の報告、外部からの情報提供又はその他の方法により、業者が別表に掲げる事由のいずれかに該当することが判明した場合は、情状に応じて別表各号及びこの規則の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により取引停止の措置を講じた場合は、事務局長に指示し、その措置の内容について、速やかに当該業者に通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(取引停止に係る特例)

第5条 業者が、同一の事案により別表各号の事由の2以上に該当した場合は、当該事案ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が、取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の事由に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 理事長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(見積依頼の取消し)

第6条 理事長及び事務局長は、取引停止された業者について、現に、見積書の提出を依頼している場合は、当該見積書の依頼を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本財団の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

第9条 本規則の改廃は、理事長の決裁を得て行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年3月6日より施行する。

取引停止の基準

事由	期間 (取引停止を決定した日から)
(独占禁止法違反) 1 独占禁止法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき.	1 月以上 9 月以内
(競争的資金等の不正使用への関与) 2 本財団発注の契約において、次のイ、ロ又はハに掲げる者が、競争的資金等の不正使用に関与したことが判明したとき. イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	4 月以上 9 月以内 3 月以上 9 月以内 2 月以上 9 月以内
(契約違反) 3 本財団発注の契約において、納品の事実を偽ったと認められるとき. 4 本財団発注の契約において、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき. 5 その他、本財団発注の契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき.	1 月以上 9 月以内 1 月以上 6 月以内 2 週以上 4 月以内
(契約辞退) 6 本財団発注の契約において、契約締結後、履行開始前に当該契約を辞退したとき.	2 週以上 4 月以内
(過失による粗雑な契約履行) 7 本財団発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（但し、瑕疵が軽微であると認められる場合にはこの限りではない.）.	1 月以上 6 月以内
(不正又は不誠実な行為) 8 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき.	1 月以上 9 月以内
(その他) 9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき.	1 月以上 9 月以内